

2024(令和6)年度

【令和6年4月2日】

和歌山県民文化会館 大・小ホールの申込方法の変更について

平素は、和歌山県民文化会館をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年度（R6.4.1～R7.3.31）の大・小ホールの利用について、申込方法等が変更になりますのでお知らせします。

お客様には、大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 仮押えはできません（仮押えは目的や内容が不明な段階のため正式契約ではございません。）

これまで一部対応してきたホールの仮押えは、約束期日を守っていただけない、又他の利用者が予約ができないため苦情が頻繁に発生したことから当サービスを終了します。

4月1日からは、365日24時間インターネットによるホール空き状況を提供します。

[和歌山県民文化会館|Wacaf]検索 →[TOP] →[和歌山県民文化会館 空き状況]
→[空き照会のみのかたはこちら…] →[空き照会・予約] →[施設を指定する]

2 ホールの利用は、お客様ご自身で「舞台事業者」を手配してください

これまで会館が、舞台事業者と契約を結び対応してきた舞台技術者の手配について、4月1日から同じ形での手配ができなくなりました。

つきましては、ホール利用をお考えの際は、お客様ご自身で舞台事業者にご一報入っていただき、催物の予定日・規模・内容を伝えたくてお手配をお願いいたします。また、舞台事業者は、会館事務所までお問合せいただければ紹介をさせていただきます。

ただし、現在、舞台業界においても深刻な人手不足になっており、お客様の希望する開催日や催しの内容に応じた人員の確保や利用を保証するものではございません。場合によって、開催日や催しの内容を変更する必要があることをご理解のうえ、お手配いただきますようお願いいたします。

3 ホール利用受付書の様式を一部変更します 【別添：ホール利用受付書】

受付書の下段に、「お客様が催物を依頼する舞台事業者名」の欄ができました。

ホールをお申込いただく際は、必ずこの欄をご記入ください。

4 ホール利用時の請求形態、請求先が変わります

ホールの利用料金は、以下の4つに分かれています。

これまで、会館を管理する和歌山県文化振興財団が、以下の4つの事項を取りまとめ、一括で請求を行ってきましたが、今後は、(1)～(3)は、これまでどおり和歌山県文化振興財団が請求を行い、(4)は、お客様が催物を依頼する舞台事業者からの請求となります。

(1) 施設利用料	(ホールの利用料)	和歌山県
(2) 附属設備利用料A	(ホール備付けの照明・音響の機材利用料)	文化振興財団
(3) 消耗品等利用料	(会館受付でのコピー代金等)	
(4) 附属設備利用料B	(ホールにはない看板や舞台追加人件費)	舞台事業者

5 ホール基本技術者(舞台・音響・照明)の費用が一旦お客様負担となります

4月1日からは、お客様が催物を依頼する舞台事業者に対し、一旦、舞台技術者の費用をお客様の方で負担いただく形に変更させていただきます。

なお、ホールの施設利用料は基本技術者(舞台・音響・照明)の費用も含んで算定されているため、ホール利用後、舞台事業者からの領収書(技術者3名分の支払内容がわかる明細書)を会館にお持ちいただければ、最大3名分の額を財団から補填させていただきます。

6 その他Q & A

Q 1. なぜ、このような変更になったのですか？

A 1. 令和6年4月1日以降における舞台事業者との契約の調整が整わず、今回の変更となりました。

Q 2. 今後もホールの利用はこのような形になるのですか？

A 2. いいえ。このような形は、早急に改善したいと考えています。

Q 3. 新たなホールの申込の手順を教えてください。

- ①ホールの空き日をチェック(365日24時間インターネットで公開)。
- ②会館に連絡し、舞台事業者の紹介を受ける。☎073-436-1331 和歌山県民文化会館
- ③お客様ご自身で舞台事業者へ催物の予定日・規模・内容を伝え、対応の可否を確認
- ④舞台事業者が対応可能な場合、ホール利用受付書を記入し、会館に予約申込を行う。
- ⑤会館から利用承認の許可(正式契約)が出ましたら、施設利用料(前納分)の請求書を発行します。1ヶ月以内にお支払いください。
- ⑥お客様は、会館および舞台事業者と打合せを行い、ホールをご利用ください。
- ⑦利用当日は、附属設備利用料Aと消耗品利用料を、会館にお支払いください。
- ⑧お客様が依頼する舞台事業者からの領収書(技術者3名分の支払内容がわかる明細書)を会館にお持ちいただければ、最大3名分の額を財団から補填させていただきます。

Q 4. ホールの利用について、金額が上がりますか？

A 4. 県が所有・財団が提供する、(1)施設利用料、(2)附属設備使用料A、(3)消耗品等利用料については、令和6年度中の変更予定はございませんが、舞台事業者が提供する専門機材や看板、舞台追加人件費等の料金については、舞台事業者との協議により決定することとなります。

Q 5. 自身が催物を依頼する舞台事業者は、どのような事業者でもよろしいですか。

A 5. 誠に申し訳ございませんが、制約がございます。

当ホールは、舞台吊物機構が53年間同じ形式で、自動化・電動化が行われていません。舞台上には数十トンを超える吊物が多数あり、舞台吊物機構を安全に動かさなくてはなりません。会館の管理責任者の指示のもと適切に作業ができる舞台事業者であることが必要です。

現在、舞台業界においても深刻な人手不足になっており、お客様の希望する開催日や催しの内容に応じた人員の確保や利用を保証するものではございません。場合によって、開催日や催しの内容を変更する必要があることをご理解のうえ、お手配いただきますようお願いいたします。

【令和6年度利用】和歌山県民文化会館 利用受付書

(小ホール)

申込日					年		月		日				
主催者		※ 請求書の宛名となります。請求書の宛名が異なる場合は、備考欄にご記入下さい。											
		住所 〒			電話								
		氏名											
		(団体名・代表者名)											
会場責任者		※ 利用当日の会場責任者で、緊急時の避難誘導等を責任をもって対応される方。											
		住所 〒			電話 (携帯番号)								
		氏名											
申込者		※ 利用申込について対応される方。											
		氏名			電話 (携帯番号)								
行事名								入場予定人員					
								1回につき					
								人					
利用日時		年		月		日		年		月		日	
		午前		午後		夜間		午前		午後		夜間	
		開場		時		分		開場		時		分	
		開演		時		分		開演		時		分	
		終演		時		分		終演		時		分	
入場方法		有 料		招 待		無 料		整理券		関係者			
		入場料等		円		円		円		円			
お客様が催物を依頼する 舞台事業者名						担当名				連絡先			

■ 利用施設、利用時間に○印をしてください。

施設名	収容(約)	年	月	日	年	月	日	年	月	日
楽屋 1	10 名	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
楽屋 2	10 名	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
兼用楽屋 1	3 名	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
兼用楽屋 2	5 名	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
兼用楽屋 3	6 名	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
リハーサル室	35 名	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間

- 【注】 1. 利用時間は、午前(9:00～12:00)、午後(13:00～17:00)、夜間(17:30～21:30)です。
2. 兼用楽屋及び、リハーサル室の予約は、先着順となります。

■ 行事予定表、会館行事案内板への情報掲示に同意します。

(はい ・ いいえ)

ご署名 _____

【令和6年度利用】 和歌山県民文化会館 利用受付書
(大ホール)

申込日 年 月 日

主催者 ※ 請求書の宛名となります。請求書の宛名が異なる場合は、備考欄にご記入下さい。

住所 〒 電話

氏名
(団体名・代表者名)

会場責任者 ※ 利用当日の会場責任者で、緊急時の避難誘導等を責任をもって対応される方。

住所 〒 電話 (携帯番号)

氏名

申込者 ※ 利用申込について対応される方。

氏名 電話 (携帯番号)

行事名				入場予定人員	
				1回につき 人	
利用日時	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間		
	開場 時 分	開場 時 分	開場 時 分		
	開演 時 分	開演 時 分	開演 時 分		
	終演 時 分	終演 時 分	終演 時 分		
入場方法	有 料 招 待 無 料 整理券 関係者				
	入場料等	円	円	円	円
お客様が催物を依頼する 舞台事業者名			担当名	連絡先	

■ 利用施設、利用時間に○印をしてください。

施設名	収容(約)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
特別楽屋	個室	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
楽屋 1	3 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
楽屋 2	3 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
楽屋 3	3 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
楽屋 4	3 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
楽屋 5	3 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
楽屋 6	15 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
楽屋 7	20 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
兼用楽屋 1	3 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
兼用楽屋 2	5 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
兼用楽屋 3	6 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
リハーサル室	35 名	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間

【注】 1. 利用時間は、午前(9:00～12:00)、午後(13:00～17:00)、夜間(17:30～21:30)です。
2. 兼用楽屋及び、リハーサル室の予約は、先着順となります。

■ 行事予定表、会館行事案内板への情報掲示に同意します。

(はい ・ いいえ) ご署名 _____